

令和2年2月12日開会

令和2年2月徳島県議会定例会議案（その4）

目 次

第 70 号	令和元年度徳島県一般会計補正予算（第6号）	1頁
第 71 号	令和元年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第1号）	19
第 72 号	令和元年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第1号）	21
第 73 号	令和元年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	23
第 74 号	令和元年度徳島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	25
第 75 号	令和元年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	27
第 76 号	令和元年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第2号）	29
第 77 号	令和元年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	31
第 78 号	令和元年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計補正予算（第1号）	33
第 79 号	令和元年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	35
第 80 号	令和元年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	37
第 81 号	令和元年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第1号）	39
第 82 号	令和元年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	41
第 83 号	令和元年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）	43
第 84 号	令和元年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）	45
第 85 号	令和元年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第3号）	47
第 86 号	令和元年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第1号）	49
第 87 号	令和元年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第1号）	51
第 88 号	令和元年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第1号）	53
第 89 号	令和元年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第1号）	55
第 90 号	令和元年度徳島県病院事業会計補正予算（第2号）	57

第 91 号	令和元年度徳島県電気事業会計補正予算（第2号）	61頁
第 92 号	令和元年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第3号）	63
第 93 号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について	65
第 94 号	徳島県税条例の一部改正について	67

第 70 号

令和元年度徳島県一般会計補正予算（第6号）

令和元年度徳島県一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25,285,148千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ506,334,723千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表地方債補正」による。

令和 2 年 2 月 19 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		千円 77,500,000	千円 △2,500,000	千円 75,000,000
	1 県 民 税	28,556,942	△900,000	27,656,942
	3 地 方 消 費 税	12,549,879	△1,400,000	11,149,879
	8 軽 油 引 取 税	5,699,161	△200,000	5,499,161
2 地 方 消 費 税 清 算 金		25,800,000	△844,000	24,956,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	25,800,000	△844,000	24,956,000
3 地 方 譲 与 税		14,228,000	△950,000	13,278,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	12,344,000	△764,000	11,580,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,677,000	△169,000	1,508,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	77,000	△8,000	69,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	50,000	△1,000	49,000
	5 森 林 環 境 譲 与 税	79,000	△8,000	71,000
4 地 方 特 例 交 付 金		1,551,000	△856,000	695,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	235,000	97,132	332,132

	2 子ども・子育て支援金 臨時交付金	1,316,000	△953,132	362,868
5 地方交付税		144,500,000	3,628,000	148,128,000
	1 地方交付税	144,500,000	3,628,000	148,128,000
7 分担金及び負担金		1,219,577	△61,870	1,157,707
	1 分担金	381,980	7,030	389,010
	2 負担金	837,597	△68,900	768,697
8 使用料及び手数料		6,196,521	△312,521	5,884,000
	1 使用料	4,552,685	△166,852	4,385,833
	2 手数料	1,643,836	△145,669	1,498,167
9 国庫支出金		78,779,071	△11,314,846	67,464,225
	1 国庫負担金	32,925,566	△7,952,825	24,972,741
	2 国庫補助金	44,380,843	△3,146,287	41,234,556
	3 委託金	1,472,662	△215,734	1,256,928
10 財産収入		1,065,605	△317,778	747,827
	1 財産運用収入	733,939	△219,292	514,647
	2 財産売払収入	331,666	△98,486	233,180
11 寄附金		38,880	35,590	74,470

	1 寄 附 金	38,880	35,590	74,470
12 繰 入 金		88,320,439	△6,954,932	81,365,507
	1 特 別 会 計 繰 入 金	64,960,250	△56,399	64,903,851
	2 基 金 繰 入 金	23,360,189	△6,898,533	16,461,656
13 繰 越 金		6,606,398	3,232,922	9,839,320
	1 繰 越 金	6,606,398	3,232,922	9,839,320
14 諸 収 入		16,215,380	△972,713	15,242,667
	1 延滞金, 加算金及び過料等	93,610	△9,000	84,610
	2 県 預 金 利 子	2,173	317	2,490
	4 貸 付 金 元 利 収 入	4,513,550	△154,533	4,359,017
	5 受 託 事 業 収 入	827,876	△451,114	376,762
	6 収 益 事 業 収 入	2,799,476	△679,063	2,120,413
	7 雑 入	2,938,695	320,680	3,259,375
15 県 債		69,379,000	△7,097,000	62,282,000
	1 県 債	69,379,000	△7,097,000	62,282,000
歳 入 合 計		531,619,871	△25,285,148	506,334,723

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 1,001,237	千円 △7,145	千円 994,092
	1 議会費	1,001,237	△7,145	994,092
2 総務費		32,298,474	2,469,685	34,768,159
	1 総務管理費	17,301,060	3,456,482	20,757,542
	2 企画費	6,515,502	△553,786	5,961,716
	3 徴税費	2,755,082	△114,988	2,640,094
	4 市町村振興費	2,057,333	△82,702	1,974,631
	5 選挙費	1,014,553	△229,983	784,570
	6 防災費	1,934,050	5,286	1,939,336
	7 統計調査費	403,096	△18,816	384,280
	8 人事委員会費	132,404	10,414	142,818
	9 監査委員費	185,394	△2,222	183,172
3 民生費		64,442,890	△2,111,951	62,330,939
	1 社会福祉費	45,977,205	△1,039,525	44,937,680
	2 児童福祉費	13,666,072	△1,008,591	12,657,481

	3 生活保護費	4,799,613	△63,835	4,735,778
4 衛生費		25,328,119	△1,459,308	23,868,811
	1 公衆衛生費	5,942,158	69,334	6,011,492
	2 環境衛生費	3,415,987	△339,528	3,076,459
	3 保健所費	1,317,020	54,027	1,371,047
	4 医薬費	5,836,643	△1,241,002	4,595,641
	5 病院事業費	8,816,311	△2,139	8,814,172
5 労働費		5,065,890	△111,560	4,954,330
	1 労政費	3,949,599	4,024	3,953,623
	2 職業訓練費	1,009,525	△109,649	899,876
	3 労働委員会費	106,766	△5,935	100,831
6 農林水産業費		36,421,212	△3,850,004	32,571,208
	1 農業費	5,030,489	△475,019	4,555,470
	2 園芸費	1,243,475	△136,127	1,107,348
	3 畜産業費	871,758	63,083	934,841
	4 農地費	13,325,065	△1,610,872	11,714,193
	5 林業費	13,027,254	△1,500,160	11,527,094

	6 水 産 業 費	2,923,171	△190,909	2,732,262
7 商 工 費		65,975,882	△100,168	65,875,714
	1 商 業 費	60,157,804	△52,383	60,105,421
	2 工 鉱 業 費	4,179,480	△50,751	4,128,729
	3 観 光 費	1,638,598	2,966	1,641,564
8 土 木 費		78,565,797	△5,116,571	73,449,226
	1 土 木 管 理 費	4,819,244	△1,815,902	3,003,342
	2 道 路 橋 り よ う 費	33,977,752	△697,360	33,280,392
	3 河 川 海 岸 費	28,390,948	△1,965,136	26,425,812
	4 港 湾 費	3,990,608	△152,746	3,837,862
	5 都 市 計 画 費	5,989,661	△373,687	5,615,974
	6 住 宅 費	1,397,584	△111,740	1,285,844
9 警 察 費		22,762,282	647,854	23,410,136
	1 警 察 管 理 費	20,521,770	668,916	21,190,686
	2 警 察 活 動 費	2,240,512	△21,062	2,219,450
10 教 育 費		85,851,875	△3,238,786	82,613,089
	1 教 育 総 務 費	16,373,934	△1,380,675	14,993,259

	2 小 学 校 費	24,235,173	△505,548	23,729,625
	3 中 学 校 費	15,172,478	△478,826	14,693,652
	4 高 等 学 校 費	18,259,576	△223,327	18,036,249
	5 特 別 支 援 学 校 費	7,189,408	△269,328	6,920,080
	6 社 会 教 育 費	2,403,368	△232,798	2,170,570
	7 保 健 体 育 費	2,217,938	△148,284	2,069,654
11 災 害 復 旧 費		12,904,277	△9,466,149	3,438,128
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,854,200	△1,238,670	615,530
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	10,950,077	△8,127,479	2,822,598
	3 公 用 公 共 用 施 設 災 害 復 旧 費	100,000	△100,000	0
12 公 債 費		73,426,386	△1,187,346	72,239,040
	1 公 債 費	73,426,386	△1,187,346	72,239,040
13 諸 支 出 金		27,425,550	△1,753,699	25,671,851
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	12,407,590	△1,089,590	11,318,000
	2 利 子 割 交 付 金	196,412	△89,892	106,520
	3 配 当 割 交 付 金	652,571	76,467	729,038
	4 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	642,138	△263,932	378,206

	5 地方消費税交付金	12,931,847	△420,847	12,511,000
	6 ゴルフ場利用税交付金	157,230	10,264	167,494
	7 特別地方消費税交付金	100	31	131
	8 自動車取得税交付金	327,000	39,407	366,407
	9 環境性能割交付金	110,652	△15,607	95,045
歳	出	合	計	
		531,619,871	△25,285,148	506,334,723

第2表 継続費補正

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 教育費	6 社会教育費	県立博物館新常設展 構築事業	千円 1,300,000	元	千円 4,000	千円 1,200,000	元	千円 4,000
				2	684,000	2	600,000	
				3	612,000	3	596,000	

第3表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	万代庁舎等管理費	千円 284,033

		2 企 画 費	鉄道網整備促進費	320,000
			男女共同参画交流センター運営費	3,000
		6 防 災 費	防災対策指導費	3,000
			航空消防防災体制運営費	10,000
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	障がい者交流プラザ管理運営費	6,000	
		老人福祉施設整備事業費	78,389	
	2 児 童 福 祉 費	児童健全育成対策費	8,868	
4 衛 生 費	2 環 境 衛 生 費	食肉衛生検査所運営費	13,340	
		一般環境対策費	340,000	
		廃棄物処理施設管理指導費	7,349	
		上水道施設整備管理指導費	36,690	
6 農 林 水 産 業 費	6 水 産 業 費	漁港環境整備事業費	5,400	
7 商 工 費	3 観 光 費	観光施設管理運営費	61,002	
		観光とくしま促進費	71,827	
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	土木調査事業費	6,700	
	2 道 路 橋 り ょ う 費	道路関係市町村指導監督事務費	900	
		河川等災害関連事業費	161,400	

			交通安全対策事業費	36,674
	3 河川海岸費		河川管理費	45,140
			堰堤管理費	3,400
			災害関連緊急地すべり対策事業費	233,440
	5 都市計画費		都市計画事業指導監督事務費	1,000
			公園維持修繕費	43,231
	6 住宅費		建築物耐震化推進費	54,530
			住宅事業指導監督事務費	300
9 警察費	1 警察管理費		警察署整備事業費	116,206
10 教育費	4 高等学校費		県立学校施設改築事業費	6,700
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費		市町村災害復旧事業監督事務費	2,600

2 変更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
3 民生費	1 社会福祉費	社会福祉施設整備事業費	千円 52,500	千円 150,520
4 衛生費	2 環境衛生費	自然公園等施設整備事業費	27,600	52,100
6 農林水産業費	2 園芸費	農業生産総合対策等事業費	191,000	555,000

4 農 地 費	県営かんがい排水事業費	170,800	217,860	
	県単独土地改良事業費	47,200	62,200	
	基幹農道整備事業費	37,719	86,700	
	県営農道整備事業費	45,184	52,020	
	経営体育成基盤整備事業費	339,991	499,930	
	農業水利施設保全合理化事業費	38,600	76,489	
	地盤沈下対策事業費	335,500	466,500	
	国営付帯県営農地防災事業費	322,900	411,554	
	震災対策農業水利施設整備事業費	121,000	266,979	
	農地海岸保全施設整備事業費	10,000	2,475	
	地籍調査費	130,000	180,000	
	5 林 業 費	林業力倍増基盤整備促進事業費	216,778	620,000
		森林環境保全整備事業費	223,238	430,000
		森林基盤整備事業費	1,421,832	1,840,163
		県単独林道事業費	7,500	12,001
		治山事業費	1,420,000	1,682,075
		林野地すべり防止事業費	130,000	172,319

			県単独治山事業費	8,000	35,673
			現年発生林地崩壊防止事業費	15,000	0
			治山維持補修費	20,000	40,822
	6	水産業費	県管理漁港維持補修費	20,000	58,119
			広域漁港整備事業費	533,400	607,732
			水産物供給基盤機能保全事業費	415,900	506,488
			水域環境保全創造事業費	28,700	108,650
8	土	木	費		
	2	道路橋りょう費	高速自動車道対策事業費	20,000	21,926
			道路維持修繕費	300,000	1,632,549
			道路局部改良事業費	35,000	276,673
			路側整備事業費	273,078	326,686
			道路改築事業費	931,261	1,123,040
			緊急地方道路整備事業費	12,285,352	16,468,980
	3	河川海岸費	河川海岸維持修繕費	355,000	815,000
			総合流域防災事業費	8,395,000	8,301,000
			地震・高潮対策河川事業費	635,000	425,000
			堰堤改良事業費	62,250	70,500

			通常砂防事業費	692,000	788,822
			急傾斜地崩壊対策事業費	251,280	268,782
			県単独砂防事業費	26,400	42,212
			砂防維持修繕費	71,000	104,279
			災害防止対策緊急事業費	40,000	89,000
	4	港湾費	港湾海岸施設維持補修費	50,000	377,902
			県単独港湾整備事業費	51,000	106,500
			港湾改修事業費	31,500	84,000
			港湾海岸保全施設整備事業費	393,956	708,378
			港湾補修事業費	417,180	623,787
	5	都市計画費	街路事業費	94,000	349,300
			緊急地方道路整備事業費	585,050	751,250
			公園整備事業費	1,543,500	2,087,800
10	4	高等学校費	高校施設整備事業費	906,426	1,182,091
11	1	農林水産施設 災害復旧費	過年発生農地及び農業用施設災害復旧 事業費	15,600	0
			現年発生農地及び農業用施設災害復旧 事業費	83,934	43,000
			過年発生災害林道復旧事業費	53,000	153,000

		現年発生災害林道復旧事業費	420,000	244,786
		現年発生治山施設災害復旧事業費	2,520	0
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	現年発生耕地海岸施設災害復旧事業費	13,375	0
		現年発生治山施設災害復旧事業費	30,000	0
		過年発生漁港施設災害復旧事業費	465,240	550,000
		現年発生漁港施設災害復旧事業費	100,000	190,000
		過年発生河川等施設災害復旧事業費	600,000	406,120
		現年発生河川等施設災害復旧事業費	2,000,000	430,000
		現年発生港湾施設災害復旧事業費	464,000	410,142

第4表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
国営那賀川総合農地防災事業に係る負担金	自 令和2年度 至 令和13年度	647,200千円

第5表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
総務管理事業	千円 1,025,000	千円 794,000
企画事業	554,000	544,000
防災事業	415,000	408,000
社会福祉事業	128,000	83,000
公衆衛生事業	6,000	7,000
環境衛生事業	49,000	27,000
医薬事業	95,000	43,000
職業訓練事業	9,000	6,000
農地事業	3,080,000	2,565,000
林業治山事業	2,994,000	2,710,000
水産事業	728,000	671,000
道路橋りょう事業	14,350,000	14,020,000
河川海岸事業	15,993,000	15,259,000
港湾事業	1,318,000	1,430,000

都市計画事業	2,133,000	1,929,000
警察関係事業	1,703,000	1,598,000
教育総務事業	2,900,000	2,100,000
高等学校整備事業	1,021,000	1,010,000
社会教育事業	210,000	206,000
保健体育事業	187,000	130,000
土木施設災害復旧事業	3,947,000	1,160,000
公用公共用施設災害復旧事業	95,000	0
臨時財政対策債	15,000,000	14,320,000
徴税事業	177,000	0
計	69,379,000	62,282,000

第 71 号

令和元年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県用度事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ427,465千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,185,813千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用度事業収入		千円 1,613,278	千円 △427,465	千円 1,185,813
	1 財産収入	200	△200	0
	2 繰越金	169,437	△34,864	134,573
	3 諸収入	1,443,641	△392,401	1,051,240
歳入	合計	1,613,278	△427,465	1,185,813

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用 度 事 業 費		千円 1,613,278	千円 △427,465	千円 1,185,813
	1 用 度 事 業 費	1,613,278	△427,465	1,185,813
歳 出	合 計	1,613,278	△427,465	1,185,813

第 72 号

令和元年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,797千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ262,170千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市用水水源費負担金収入		千円 253,373	千円 8,797	千円 262,170
	1 繰入金	214,797	8,797	223,594
歳入	合計	253,373	8,797	262,170

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市用水水源費負担金		千円 253,373	千円 8,797	千円 262,170
	2 正木ダム建設事業金 都市用水負担金	22,121	8,797	30,918
歳 出	合 計	253,373	8,797	262,170

第 73 号 令和元年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ216,454千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 19 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 276,454	千円 △60,000	千円 216,454
	1 繰越金	169,556	△60,000	109,556
歳 入	合 計	276,454	△60,000	216,454

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 276,454	千円 △60,000	千円 216,454
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	276,454	△60,000	216,454
歳 出	合 計	276,454	△60,000	216,454

第 74 号

令和元年度徳島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度徳島県国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,416,432千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,922,144千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業収入		千円 72,505,712	千円 1,416,432	千円 73,922,144
	1 分担金及び負担金	21,443,283	△24,989	21,418,294
	2 国庫支出金	22,909,745	322,663	23,232,408
	3 療養給付費等交付金	250,000	△250,000	0
	4 前期高齢者交付金	22,706,207	90,903	22,797,110
	5 共同事業交付金	47,717	2,283	50,000
	6 財産収入	1,400	△1,105	295

	7 繰入金	5,147,360	277,062	5,424,422
	8 繰越金		992,309	992,309
	9 諸収入		7,306	7,306
歳入	合計	72,505,712	1,416,432	73,922,144

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費		千円 72,505,712	千円 1,416,432	千円 73,922,144
	1 国民健康保険事業費	72,504,312	1,417,537	73,921,849
	2 国民健康保険財政安定化基金積立金	1,400	△1,105	295
歳出	合計	72,505,712	1,416,432	73,922,144

第 75 号 令和元年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,492千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ437,380千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 2 年 2 月 19 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金収入		千円 445,872	千円 △8,492	千円 437,380
	1 諸 収 入	872	△762	110
	2 県 債	445,000	△8,000	437,000
	3 繰 入 金		270	270
歳 入	合 計	445,872	△8,492	437,380

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金貸付金		千円 445,872	千円 △8,492	千円 437,380
	1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金貸付金	445,872	△8,492	437,380
歳 出	合 計	445,872	△8,492	437,380

第2表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	千円 445,000	千円 437,000

第 76 号

令和元年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,781千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,689,574千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 127,640,793	千円 48,781	千円 127,689,574
	2 財産収入	500	△500	0
	4 諸収入	63,324,630	4,053	63,328,683
	5 繰越金	16,236	45,228	61,464
歳入合計		127,640,793	48,781	127,689,574

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 127,640,793	千円 48,781	千円 127,689,574
	1 中小企業・雇用対策事業費	127,640,793	48,781	127,689,574
歳 出	合 計	127,640,793	48,781	127,689,574

第 77 号

令和元年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80,095千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 19 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代化資金収入		千円 80,043	千円 52	千円 80,095
	2 諸 収 入	24,198	52	24,250
歳 入	合 計	80,043	52	80,095

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代化資金貸付金		千円 80,043	千円 52	千円 80,095
	1 中小企業近代化資金貸付金	80,043	52	80,095
歳 出	合 計	80,043	52	80,095

第 78 号

令和元年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23,427千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,627千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 徳島ビル管理事業収入		千円 69,054	千円 △23,427	千円 45,627
	1 財産収入	57,951	△12,334	45,617
	2 繰越金	11,093	△11,093	0
歳入合計		69,054	△23,427	45,627

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 徳島ビル管理事業費		千円 69,054	千円 △23,427	千円 45,627
	1 徳島ビル管理事業費	69,054	△23,427	45,627
歳 出	合 計	69,054	△23,427	45,627

第 79 号

令和元年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,265千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,351千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金収入		千円 5,616	千円 △1,265	千円 4,351
	2 繰越金	3,727	△844	2,883
	3 諸収入	1,590	△421	1,169
歳入	合計	5,616	△1,265	4,351

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金貸付金		千円 5,616	千円 △1,265	千円 4,351
	1 農業改良資金貸付金	5,616	△1,265	4,351
歳 出	合 計	5,616	△1,265	4,351

第 80 号

令和元年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101,780千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金収入		千円 101,978	千円 △101,780	千円 198
	1 繰入金	1,975	△1,777	198
	2 繰越金	94,285	△94,285	0
	3 諸収入	5,718	△5,718	0
歳入	合計	101,978	△101,780	198

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金貸付金		千円 101,978	千円 △101,780	千円 198
	1 林業改善資金貸付金	101,978	△101,780	198
歳 出	合 計	101,978	△101,780	198

第 81 号

令和元年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75,728千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ226,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業収入		千円 302,228	千円 △75,728	千円 226,500
	1 財産収入	185,623	△77,603	108,020
	2 繰入金	115,644	430	116,074
	3 繰越金	746	△218	528
	4 諸収入	215	1,663	1,878
歳入合計		302,228	△75,728	226,500

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業費		千円 302,228	千円 △75,728	千円 226,500
	1 県有林県行造林事業費	302,228	△75,728	226,500
歳 出	合 計	302,228	△75,728	226,500

第 82 号

令和元年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ77,949千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,965千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金収入		千円 80,914	千円 △77,949	千円 2,965
	1 繰入金	912	△679	233
	2 繰越金	66,836	△66,836	0
	3 諸収入	13,166	△10,434	2,732
歳入	合計	80,914	△77,949	2,965

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 80,914	千円 △77,949	千円 2,965
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	80,914	△77,949	2,965
歳 出	合 計	80,914	△77,949	2,965

第 83 号

令和元年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ567,826千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,932,832千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 3,500,658	千円 △567,826	千円 2,932,832
	1 財産収入	1,689,852	△109,992	1,579,860
	2 繰入金	450,000	△400,000	50,000
	3 繰越金	122,656	△57,834	64,822
歳入合計		3,500,658	△567,826	2,932,832

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業費		千円 3,500,658	千円 △567,826	千円 2,932,832
	1 公用地公共用地取得事業費	3,497,410	△565,313	2,932,097
	2 土地開発基金積立金	3,248	△2,513	735
歳 出	合 計	3,500,658	△567,826	2,932,832

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 公用地公共用地取得事業費	1 公用地公共用地取得事業費	公用地公共用地取得事業費	千円 324,000

第 84 号

令和元年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,831千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ868,685千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業収入		千円 872,516	千円 △3,831	千円 868,685
	1 分担金及び負担金	287,253	△20	287,233
	2 繰入金	376,263	△4,832	371,431
	4 繰越金		1,021	1,021
歳入	合計	872,516	△3,831	868,685

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費		千円 872,516	千円 △3,831	千円 868,685
	1 旧吉野川流域下水道事業費	872,516	△3,831	868,685
歳 出	合 計	872,516	△3,831	868,685

第 85 号

令和元年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109,368千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,033,702千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業収入		千円 3,924,334	千円 109,368	千円 4,033,702
	1 使用料及び手数料	815,120	100,644	915,764
	2 財産収入	73,753	7,388	81,141
	4 諸収入	21,332	1,336	22,668
歳入合計		3,924,334	109,368	4,033,702

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業費		千円 3,924,334	千円 109,368	千円 4,033,702
	1 港湾等整備事業費	2,752,988	△13,109	2,739,879
	2 徳島小松島港津田地区 整備事業費	1,014,317	△13,995	1,000,322
	3 空港周辺整備事業費	157,029	136,472	293,501
歳 出	合 計	3,924,334	109,368	4,033,702

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	港湾施設小規模改良事業費	千円 40,000
		施設等運営費	4,000

2 変 更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
1 港湾等整備事業費	2 徳島小松島港津田地区 整備事業費	臨海土地造成事業費	千円 400,052	千円 710,754

第 86 号

令和元年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県奨学金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ76,070千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ225,679千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨 学 金 収 入		千円 301,749	千円 △76,070	千円 225,679
	3 諸 収 入	192,529	△76,070	116,459
歳 入	合 計	301,749	△76,070	225,679

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨学金貸付金		千円 301,749	千円 △76,070	千円 225,679
	1 奨学金貸付金	301,749	△76,070	225,679
歳 出	合 計	301,749	△76,070	225,679

第 87 号

令和元年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県証紙収入特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124,250千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,422,250千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証 紙 収 入		千円 3,298,000	千円 124,250	千円 3,422,250
	1 証 紙 収 入	2,591,588	77,919	2,669,507
	2 繰 越 金	706,412	46,331	752,743
歳 入	合 計	3,298,000	124,250	3,422,250

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰 出 金		千円 3,298,000	千円 124,250	千円 3,422,250
	1 他 会 計 繰 出 金	3,298,000	124,250	3,422,250
歳 出	合 計	3,298,000	124,250	3,422,250

第 88 号

令和元年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,188,241千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109,193,759千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債管理収入		千円 110,382,000	千円 △1,188,241	千円 109,193,759
	1 繰入金	69,057,000	△1,188,241	67,868,759
歳入	合計	110,382,000	△1,188,241	109,193,759

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 債 費		千円 110,382,000	千円 △1,188,241	千円 109,193,759
	1 公 債 費	110,382,000	△1,188,241	109,193,759
歳 出	合 計	110,382,000	△1,188,241	109,193,759

第 89 号

令和元年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県給与集中管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ234,467千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,851,082千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 給与振替収入		千円 30,616,615	千円 234,467	千円 30,851,082
	1 給与振替収入	30,616,615	234,467	30,851,082
歳 入	合 計	30,616,615	234,467	30,851,082

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 給 与 費		千円 30,616,615	千円 234,467	千円 30,851,082
	1 給 与 費	30,616,615	234,467	30,851,082
歳 出	合 計	30,616,615	234,467	30,851,082

第 90 号

令和元年度徳島県病院事業会計補正予算（第2号）

(総則)

第1条 令和元年度徳島県病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和元年度徳島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正後)
(2) 年 間 患 者 数		
入 院	202,764人	210,481人
外 来	251,076人	246,018人
(3) 1 日 平 均 患 者 数		
入 院	554人	575人
外 来	1,029人	1,026人
(4) 主要な建設改良事業		
病院増改築工事費	20,550千円	29,470千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	23,970,706千円	293,770千円	24,264,476千円
第1項 医業収益	20,279,571千円	405,194千円	20,684,765千円
第2項 医業外収益	3,691,135千円	△111,424千円	3,579,711千円
支 出			
第1款 病院事業費用	24,443,720千円	799,938千円	25,243,658千円
第1項 医業費用	23,583,260千円	810,431千円	24,393,691千円

第2項 医 業 外 費 用 860,460千円 △10,493千円 849,967千円
 (資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,050,196千円」を「不足する額1,047,316千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,592千円及び過年度分損益勘定留保資金1,048,604千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額279千円及び過年度分損益勘定留保資金1,047,037千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	6,063,015千円	7,090千円	6,070,105千円
第1項 企業債	549,000千円	8,000千円	557,000千円
第2項 負担金	511,817千円	△910千円	510,907千円
支 出			
第1款 資本的支出	7,113,211千円	4,210千円	7,117,421千円
第1項 建設改良費	605,075千円	4,210千円	609,285千円

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
病院整備事業	千円 549,000	千円 557,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	11,929,547千円	499,741千円	12,429,288千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 予算第8条中「5,450,000千円」を「6,100,000千円」に改める。

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 91 号

令和元年度徳島県電気事業会計補正予算（第2号）

(総則)

第1条 令和元年度徳島県電気事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和元年度徳島県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		(補正前)	(補正後)
(1) 供給電力量	水力発電所	329,400,000 k W h	360,990,399 k W h
	太陽光発電所	4,689,000 k W h	5,376,080 k W h
(2) 建設改良工事	新神領発電所（仮称）建設事業	39,659千円	0千円
	既設設備改良工事	1,179,144千円	1,046,700千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	3,706,571千円	49,067千円	3,755,638千円
第1項 営業収益	3,627,712千円	49,434千円	3,677,146千円
第2項 財務収益	3,050千円	510千円	3,560千円
第3項 事業外収益	6,799千円	△877千円	5,922千円
支 出			
第1款 事業費用	3,485,332千円	△1,768千円	3,483,564千円
第1項 営業費用	3,422,492千円	△127,032千円	3,295,460千円
第3項 事業外費用	57,837千円	122,519千円	180,356千円
第4項 特別損失	2,000千円	2,745千円	4,745千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,152,743千円」を「不足する額974,498千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額127,535千円、建設改良積立金379,640千円」を「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,443千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額93,593千円、建設改良積立金630,412千円」に、「過年度分損益勘定留保資金415,568千円」を「過年度分損益勘定留保資金50千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	296,360千円	5,892千円	302,252千円
第1項 固定資産売却代	1,749千円	5,892千円	7,641千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,449,103千円	△172,353千円	1,276,750千円
第1項 建設改良費	1,218,803千円	△172,103千円	1,046,700千円
第2項 投 資	300千円	△250千円	50千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,027,048千円	△29,521千円	997,527千円

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 92 号

令和元年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第3号）

(総則)

第1条 令和元年度徳島県工業用水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和元年度徳島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		(補正前)	(補正後)
(4) 建設改良工事	吉野川北岸工業用水道改良工事	567,952千円	497,650千円
	阿南工業用水道改良工事	373,921千円	331,489千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	1,237,926千円	1,871千円	1,239,797千円
第1項 営業収益	1,189,223千円	1,759千円	1,190,982千円
第2項 営業外収益	48,703千円	112千円	48,815千円
支 出			
第1款 事業費用	1,197,468千円	△35,220千円	1,162,248千円
第1項 営業費用	1,140,294千円	△19,961千円	1,120,333千円
第2項 営業外費用	57,174千円	△15,259千円	41,915千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,049,014千円」を「不足する額935,380千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額82,463千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額74,496千円」に、「過年度分損益勘定留保資金811,551千円」を「過年度分損益勘定留保資金705,884千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-----

収 入				
第1款 資 本 的 収 入	82,173千円	900千円		83,073千円
第1項 固 定 資 産 売 却 代	172千円	△100千円		72千円
第2項 そ の 他 収 入	34,601千円	△25,000千円		9,601千円
第3項 補 助 金	47,400千円	26,000千円		73,400千円
支 出				
第1款 資 本 的 支 出	1,131,187千円	△112,734千円		1,018,453千円
第1項 建 設 改 良 費	941,873千円	△112,734千円		829,139千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)				
第5条 予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。				
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)		(計)
(1) 職 員 給 与 費	241,883千円	△30,256千円		211,627千円

令和2年2月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第九十三号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

- 2 地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員の制度が導入されることに伴い、当該職員がその任用の形態及び手続に応じた方法で服務の宣誓を行うことができるよう、当該宣誓については、任命権者は、別段の定めをすることができることとする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第九十四号

徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条の十七第二項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「電気供給業」の下に「（小売電気事業等（法第七十二条の二第一項第三号に規定する小売電気事業等をいう。以下同じ。）及び発電事業等（同号に規定する発電事業等をいう。以下同じ。）を除く。）」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 法第七十二条の二第一項第三号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の付加価値額に百分の〇・三七を乗じて得た金額

ハ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・一五を乗じて得た金額

二 法第七十二条の二第一項第三号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の所得に百分の一・八五を乗じて得た金額

第二十条の十八第二項中「電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業とその他の事業と」を「次の各号に掲げる事業の区分のうち二以上のもの」に改め、「それぞれの」を削り、「経理を」の下に「当該区分ごとに」を加え、同項に次の各号を加える。

一 次号及び第三号に掲げる事業以外の事業

二 電気供給業（次号に掲げる事業を除く）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業

三 電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等

附則第十七項中「同条第三項第二号」を「同条第四項第二号」に改める。

附則第十八項中「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第二十一項第四号及び第五号並びに第二十二項各号中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二十条の十七及び第二十条の十八第二項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部が改正され、電気供給業のうち発電事業等及び小売電気事業等に係る法人事業税の課税方式の見直しが行われること等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

